

## ○交通管制センター運用規程の制定について

(平成6年3月8日例規第5号/神交管発第138号)

各所属長あて 本部長

この度、交通管制センター運用規程(平成6年神奈川県警察本部訓令第1号)を制定し、平成6年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、交通管制センター運用規程の制定について(昭和47年3月30日 例規、神交管発第128号)は、廃止する。

### 記

#### 1 制定の趣旨

従来、交通管制センターの運用については、交通管制センター運用規程(昭和47年神奈川県警察本部訓令第8号)により実施してきたところであるが、その内容が実態にそぐわなくなったこと、また、警察庁の広域交通管制要領の制定について(平成4年9月25日付け警察庁丙規発第36号、警察庁丙都交発第39号)が制定され、広域交通管制に関する事項が改正されたことから、全面的に見直し、新たに交通管制センター運用規程を制定して適切な交通管制業務の推進を図るものである。

#### 2 制定の要点

- (1) 交通情報の種別を定め、定義付けた。
- (2) 交通管制センターの運用責任体制を明確にした。
- (3) 集中制御式信号機及び交通情報提供装置の運用は、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)が行うこととした。
- (4) 交通情報の通報区分を一般報告及び特別報告とした。
- (5) 交通危険事態及び異常交通渋滞に対する措置を定めた。
- (6) 広域交通管制の実施について規定した。
- (7) 広域通報について規定した。
- (8) 広域交通管制実施計画の策定等について規定した。

#### 3 運用上の留意事項

##### (1) 集中制御式信号機の運用(第6条関係)

集中制御式信号機は、広域又は相当長い区間の交通整理を一体的かつ有機的に行うものであることから、現示管理は交通管制センターの運用責任者である交通規制課長が行うものとし、署長は、必要により手動操作等を行う場合においては、運用責任者に事前に連絡すること。ただし、やむを得ない場合は、事後速やかに行うこと。

##### (2) 交通情報提供装置の運用(第7条関係)

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)に定められている交通情報の提供は、交通の安全と円滑を図る上で極めて重要なことであり、公安委員会

の義務でもあることから、交通情報を提供する交通情報提供装置の運用は、運用責任者が行うこととしたが、署長等は、交通情報提供装置の表示について、風雨、雪氷、催物、交通事故の発生等特別な交通事情により通常表示している表示内容と異なる表示をする必要があると認める場合においては、運用責任者に依頼すること。

(3) 交通情報の収集、報告等(第8条、第9条、第10条関係)

交通情報を提供するために必要な情報は、交通情報システムのみでは不十分であり、現場の実態等詳細な情報は警察官からの報告、通報等に依存せざるを得ないことから、交通危険事態若しくは異常交通渋滞の発生又は発生の恐れのある場合に限り、積極的に報告、通報等に努めること。

(4) 交通危険事態又は異常交通渋滞に対する措置(第11条、第12条関係)

交通危険事態又は異常交通渋滞に対する措置は、事案の現場の警察官の応急的な措置として行う法第6条の規定に基づく警察官の交通規制及び法第75条の3の規定に基づく高速道路における警察官の危険防止の措置の具体的要領並びに報告を受けた署長等が補充的な措置として行う法第110条の2第3項の規定に基づく道路管理者への通報の一連の実施要領を掲げたものであるが、交通危険事態又は異常交通渋滞に至らない程度の交通障害又は交通渋滞の発生においても交通の安全と円滑を図るため必要があると認めた場合には、積極的に危険防止の措置又は交通渋滞解消の措置を講ずること。

(5) 広域交通管制の実施(第13条、第14条関係)

幹線道路においては、交通障害等が部分的な事案であっても交通量等からその影響が広範囲に及び、広域的な対策が必要となる場合が多く、広域交通管制を実施して署長等の行う交通規制等を調整することがあるため、署長等は、管轄区域(指定道路を含む。)外の事案であっても、広域交通管制実施署等に指定されたときは、十分な体制で取り組み、対策の一体的かつ有機的な実施に努めること。また、応援派遣された者は、交通部長の指揮により活動するものとするが、現地警察署等の勤務員と連携を密にし、対策の効果的な実施に努めること。

(6) 広域交通管制実施計画の策定及び教養訓練の実施(第18条、第19条関係)

署長等は、事案発生時における交通規制地点及び規制の方法、う回路の選定、交通整理、交通広報等についてあらかじめ検討しておくとともに、必要な資器材の準備や部下職員に対する教養訓練の実施に努め、広域交通管制の実施に際し遺憾のないようにしておくこと。